

○昭和天皇の崩御に伴う松山衛生事務組合職員の
懲戒免除及び賠償責任に基づく債務の免除に関
する条例

制 定 平成元年 3 月 1 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 1 7 号）
第 3 条及び第 5 条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の
免除に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の懲戒免除)

第 2 条 職員（この条例施行前に職員でなくなった者を含む。）のうち、法令及び法令に
基づく条例の規定により、昭和 6 4 年 1 月 7 日前の行為について、平成元年 2 月 2 4 日
前に減給又は戒告の懲戒処分を受けたものに対しては、将来に向かってその懲戒を免除
する。

(職員の賠償責任に基づく債務の免除)

第 3 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2（地方公営企業法（昭和
2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 4 条において準用する場合を含む。）の規定による職員の
賠償責任に基づく債務で、昭和 6 4 年 1 月 7 日前における事由によるものは、将来に向
かって免除する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 2 月 24 日から適用する。